

地区集会施設再編行動計画

1. 計画の目的

本行動計画は、公共施設適正配置計画（以下「適正配置計画」という。）に基づき、地区集会施設の再編・再配置を進めるにあたり、諸課題を整理するとともに、課題解決に向けて市等が取り組む具体的な方策やスケジュール等を示し、市民・地域など関係者と情報の共有化を図り、合意形成のもと、着実に公共施設の再編・再配置を進めることを目的とします。

2. 地区集会施設再編の対応方針及び対象施設の状況の再検証

適正配置計画第2章「施設分類ごとの適正配置方針」に示すように、自治会や地区会など、地域コミュニティの活動拠点として設置されている54か所のうち、既に地域に譲渡済みの7施設を除く47地区集会施設を対象とし、再編・再配置の対応を検討します。

このため、併設施設（公民館、消防詰所、豪雪センター）の管理主体の明確化、利用の実態（地区集会所なのか貸館施設なのか）、無償譲渡の可否などの視点から、対象施設の状況等について再検証します。

（1）対象施設の状況（詳細は、適正配置計画46～49ページを参照してください。）

施設名	地域	築年数 (年)	延床面積 (㎡)	今後の方針		備 考
				機能	施設	
1 郡上八幡中央コミュニティ消防センター	八幡	1996	213.89	検討	検討	
2 郡上八幡南部コミュニティ消防センター	八幡	2007	173.60	検討	検討	
3 郡上八幡新宮の森多目的管理棟	八幡	1996	78.00	継続	譲渡	
4 美山西部コミュニティ消防センター	八幡	1988	28.00	—	—	消防詰所併設 (集会所部分地元所有)
5 神路公民館	大和	1985	151.00	継続	検討	体育館を併設
6 福田研修所	大和	1996	261.00	継続	譲渡	
7 郡上大和ほたるの里蛍光館	大和	2004	233.77	継続	検討	公民館
8 中津屋地区コミュニティ消防センター (旧中津屋地区第2コミュニティ消防センター)	白鳥	2002	155.68	継続	譲渡	R2.12 無償譲渡済み
9 六ノ里地区防災拠点施設	白鳥	2003	130.87	継続	譲渡	R2.12 無償譲渡済み
10 那留地区コミュニティ消防センター (旧那留地区第2コミュニティ消防センター)	白鳥	2000	141.61	継続	譲渡	R2.3 無償譲渡済み
11 二日町地区防災拠点施設	白鳥	2004	183.53	継続	譲渡	R2.12 無償譲渡済み
12 向小駄良コミュニティ防災センター	白鳥	1983	324.00	継続	譲渡	
13 白鳥地区介護予防拠点施設	白鳥	2001	176.19	継続	譲渡	
14 白鳥東部農業技術研修センター	白鳥	1982	113.40	継続	譲渡	
15 白鳥北部農業センター	白鳥	1996	215.84	継続	譲渡	
16 白鳥商工コミュニティセンター	白鳥	1997	193.05	継続	譲渡	
17 為真中央生活改善センター	白鳥	2005	326.09	継続	譲渡	R2.12 無償譲渡済み

施設名	地域	築年数 (年)	延床面積 (㎡)	今後の方針		備 考
				機能	施設	
18 為真小向集会所	白鳥	1982	230.87	継続	譲渡	R2.12 無償譲渡済み
19 中津屋上切コミュニティセンター	白鳥	1993	166.05	継続	譲渡	
20 越佐農村センター(白鳥町越佐地区 コミュニティ消防センター)	白鳥	1994	153.09	継続	譲渡	消防詰所
21 野添集会所	白鳥	1985	188.42	継続	譲渡	
22 六ノ里集会所	白鳥	1985	175.24	継続	検討	体育館を併設
23 白鳥町六ノ里地区コミュニティ消防 センター	白鳥	1994	126.05	継続	譲渡	消防詰所
24 中西区民センター	白鳥	1983	194.31	継続	譲渡	
25 阿多岐集会所	白鳥	1983	236.52	継続	譲渡	消防詰所
26 恩地農村センター	白鳥	1985	158.46	継続	譲渡	
27 干田野集会所(旧北濃第一体育館)	白鳥	1988	327.80	継続	譲渡	R3 無償譲渡予定
28 長滝コミュニティセンター	白鳥	1985	193.28	継続	譲渡	
29 二日町農村センター	白鳥	1981	266.49	継続	譲渡	R2.12 無償譲渡済み
30 北濃地区介護予防拠点施設	白鳥	2001	176.80	継続	譲渡	
31 大中農村総合センター	白鳥	1980	405.36	継続	検討	公民館
32 牛道生活改善センター	白鳥	1973	453.78	継続	検討	公民館、JA
33 那留農業技術研修センター	白鳥	1981	342.92	継続	検討	公民館 H28 耐震補強(国補助)
34 白鳥町北部豪雪管理センター	白鳥	1981	356.32	継続	継続	除雪車両車庫
35 高鷲鮎走公民館	高鷲	1994	336.21	継続	譲渡	
36 高鷲鮎走老人憩いの家	高鷲	1991	197.70	継続	譲渡	
37 高鷲神道集会所	高鷲	2003	186.08	継続	譲渡	
38 高鷲中洞老人憩いの家	高鷲	1991	162.00	継続	譲渡	
39 高鷲鷺見老人憩いの家	高鷲	1991	142.75	継続	譲渡	
40 高鷲ひるがの老人憩いの家	高鷲	1992	239.62	継続	検討	公民館
41 美並杉原集会所	美並	1995	101.67	継続	譲渡	
42 美並円山集会所	美並	2006	132.49	継続	検討	分譲地のため自治会組織 が明確でない
43 美並コミュニティセンター	美並	1988	324.00	継続	譲渡	
44 明宝大谷やすらぎの家 (介護予防拠点施設)	明宝	2003	171.32	継続	譲渡	消防詰所
45 寒水掛踊伝承館	明宝	2003	184.68	継続	譲渡	消防詰所
46 明宝気良いこいの家 (介護予防拠点施設)	明宝	2000	124.42	継続	譲渡	
47 明宝西気良するすみの家 (介護予防拠点施設)	明宝	2005	240.24	継続	譲渡	
48 明宝奥住ふれあいの家 (介護予防拠点施設)	明宝	1999	206.30	継続	譲渡	消防詰所
49 明宝小川交流センター	明宝	2001	222.27	継続	譲渡	
50 明宝畑佐ほほえみの家 (介護予防拠点施設)	明宝	2005	175.00	継続	譲渡	消防詰所
51 明宝二間手ぬくもりの家 (介護予防拠点施設)	明宝	2005	181.33	継続	検討	消防詰所

施設名	地域	築年数 (年)	延床面積 (㎡)	今後の方針		備考
				機能	施設	
52 鹿倉ひまわりプラザ (介護予防拠点施設)	和良	2003	103.50	継続	譲渡	
53 横野ふれあいプラザ (介護予防拠点施設)	和良	2001	99.37	継続	譲渡	
54 下沢生きがい施設	和良	1997	124.22	継続	譲渡	消防詰所

※公共施設適正配置計画より。築年数は、2019年（令和元年）現在。網掛けの施設は、令和2年度末までに無償譲渡しています。

（２）郡上市公共施設適正配置計画における対応方針

公共施設等総合管理計画の今後の方向性に基づき、「施設の安全性・必要性」、「施設の有効性」、「管理運営の効率性」の視点から検証し、分析・評価を行いました。また、分析・評価を踏まえて、施設の対応方針を定めました。これらの内容は、以下のとおりです。

- 集会施設の多くは、地域コミュニティの核となる地区集会施設であり、利用者がその地区の住民に限定されることから、原則として該当する自治会等への無償譲渡を進めます。

（３）対象施設の利用実態及び課題（令和元年度）

後述する「3. 再編・再配置のシナリオとスケジュール」において、個々の施設の最終的な再編の取組みの妥当性を検証するため、現時点（令和元年度実績）における各集会施設で実施している施策や事業内容、及び課題について整理します。

① 地区集会所として使用

次の地区集会施設は、主として自治会又は地区会が地区集会所として、費用負担を含め、管理、使用しています。

- 3 郡上八幡新宮の森多目的管理棟、6 福田研修所、
- 12 向小駄良コミュニティ防災センター、13 白鳥地区介護予防拠点施設、
- 14 白鳥東部農業技術研修センター、15 白鳥北部農業センター
- 16 白鳥商工コミュニティセンター、19 中津屋上切コミュニティセンター、21 野添集会所、
- 24 中西区民センター、26 恩地農村センター、27 干田野集会所(旧北濃第一体育館)、
- 28 長滝コミュニティセンター、30 北濃地区介護予防拠点施設、35 高鷲鮎走公民館、
- 36 高鷲鮎走老人憩の家、37 高鷲神道集会所、38 高鷲中洞老人憩いの家、
- 39 高鷲鷲見老人憩いの家、41 美並杉原集会所、42 美並円山集会所、
- 43 美並コミュニティセンター、46 明宝気良いこいの家(介護予防拠点施設)、
- 47 明宝西気良いすみの家(介護予防拠点施設)、49 明宝小川交流センター、
- 52 鹿倉ひまわりプラザ(介護予防拠点施設)、53 横野ふれあいプラザ(介護予防拠点施設)

② 地域体育館に併設している集会施設

次の地区集会施設は、主として自治会が地区集会所として使用していますが、体育館に併設していることから、市が所有していますが、集会所部分については、大規模な修繕を除き費用負担を含め地元自治会が管理運営を行っています。

- 5 神路公民館、22 六ノ里集会所

③ 地区公民館に併設している集会施設

次の地区集会施設は、公民館に併設していることから、次のとおり管理運営を行っています。

(1) 市が管理運営

- 7 郡上大和ほたるの里蛍光館、31 大中農村総合センター

(2) 地元自治会が地区集会所として使用し、市が公民館部分の管理経費を負担

33 那留農業技術研修センター、40 高鷲ひるがの老人憩いの家

(3) 地元自治会、JAで使用部分に応じ管理経費を負担

32 牛道生活改善センター

④ 消防詰所に併設している集会施設

次の地区集会施設は、主として自治会が地区集会所として管理、使用していますが、消防詰所に併設していることから、経費の負担区分を明確にして地元自治会が管理運営しています。

20 越佐農村センター(白鳥町越佐地区コミュニティ消防センター)、

23 白鳥町六ノ里地区コミュニティ消防センター、25 阿多岐集会所、

44 明宝大谷やすらぎの家(介護予防拠点施設)、45 寒水掛踊伝承館、

48 明宝奥住ふれあいの家(介護予防拠点施設)、

50 明宝畑佐ほほえみの家(介護予防拠点施設)、

51 明宝二間手ぬくもりの家(介護予防拠点施設)、54 下沢生きがい施設

※4 美山西部コミュニティ消防センターについては、集会所部分は地元所有であることから、消防詰所部分を消防施設の行動計画において検討するため対象外とします。

⑤ 豪雪管理センターに併設している集会施設

次の地区集会施設は、主として自治会が地区集会所として使用していますが、除雪車両車庫としても使用していることから、市が所有し、地区集会所部分については、経費区分を明確にし、地元自治会が経費を負担しています。

34 白鳥町北部豪雪管理センター

⑥ 主体的に利用する自治会・地区会が存在しないコミュニティセンター

1 郡上八幡中央コミュニティ消防センター、2 郡上八幡南部コミュニティ消防センター

3. 各施設の再編・再配置のシナリオとスケジュール

適正配置計画における対応方針と対象施設の再検証の状況から、郡上市の集会施設のあり方にかかる検討課題を以下のポイントで整理し、全体的な方向性を示した上で、個々の建物の具体的な再編・再配置のシナリオを示します。

(1) 全体的な方向性について

人口減少、少子高齢化の加速化により、地域の活力の減退が進み、地域が主体的に地域活動を行っていくための支え手の不足が危惧されています。このため、地域が行政と協働で地域課題に解決に取り組むことが必要であることから、市では「小さな拠点とネットワーク」の理念に基づく地域運営を推進しています。

「小さな拠点とネットワーク」の確立に向けては、小学校区を概ねの範囲とし、その中核的な活動拠点としては、「地区公民館等」の施設を候補として検討していますが、その前提には住民自治の基礎単位である自治会等が基盤にあります。

このため、自治会等の自主的な活動の場となる地区集会所は、引き続きコミュニティの拠点となることから、補助金等の処分制限がない地区集会所については、地元自治会が自主的かつ自由に活用できるよう以下のとおり無償譲渡を進めることとします。

ア) 無償譲渡の手続きを進める集会施設

「施設見直しにおける短期実施予定施設の分野別方針及び課題」に基づき平成20年度に実施した「地区集会施設の払い下げ受諾の意向調査」において「払い下げを受諾する」と回答を得ている施設については、補助金等の処分制限がなくなった施設から順次無償譲渡の手続きを進

めます。なお、別途、譲渡に係る支援の仕組みを作成します。

イ) 無償譲渡の協議を行う集会施設

① 平成 20 年度に実施した意向調査において「払い下げを受諾しない」と回答があった施設については、その後 10 年以上経過していることから、「郡上市公共施設適正配置計画」に基づき、改めて自治会と無償譲渡について協議を進めます。

自治会に譲り受けの意向がない場合は、修繕が生じた段階で廃止について協議します。

② 意向調査で対象外とした集会施設については、「郡上市公共施設適正配置計画」に基づき、改めて無償譲渡について協議を進めます。

自治会に譲り受けの意向がない場合は、修繕が生じた段階で廃止について協議します。

ウ) 他の公共施設に併設する集会施設

① 集会施設が地区体育館に併設している施設については、「体育館行動計画」と整合を図り対応します。

② 集会施設が地区公民館に併設している施設については、「公民館行動計画」と整合を図り対応します。

③ 集会施設が消防詰所に併設している施設については、経費の負担区分を明確にした上で、無償譲渡について検討します。

なお、別途、譲渡に係る支援の仕組みを作成します。

エ) 豪雪管理センターについて

白鳥町北部豪雪管理センターに併設している集会施設については、除雪車両車庫として今後も継続使用する必要があることから、必要な修繕等を行い現行どおり継続します。

オ) コミュニティセンターについて

主に任意団体のコミュニティ活動、社会教育活動に利用されていますが、主体的に利用する自治会・地区会がないことから、周辺地域、利用者等と協議し、団体の活動に配慮しながら今後のあり方を検討します。

(2) 全体の方向性を踏まえた各施設個別の課題と取組みについて

【適正配置計画における対応方針】

- 地区集会施設として単独で設置している建物は、補助金や起債等による制限がなくなった段階で順次無償譲渡を進めます。
- 公民館に併設される 5 つの地区集会所は、「公民館」の方針に従い建物のあり方を決定します。

【行動計画】

全体的な方向性で示した区分に基づき、以下のように対応します。

ア) 無償譲渡の手続きを進める地区集会所

既に譲り受けの意向が示されていることから、補助金や起債等による制限がなくなった段階で順次無償譲渡を進めます。

対象施設	譲渡時期・制限解除時期
3 郡上八幡新宮の森多目的管理棟	R5. 4. 1
6 福田研修所	R5. 4. 1
12 向小駄良コミュニティ防災センター	R31. 4. 1
13 白鳥地区介護予防拠点施設	R22. 4. 1
14 白鳥東部農業技術研修センター	R10. 4. 1
15 白鳥北部農業センター	R5. 4. 1
16 白鳥商工コミュニティセンター	R24. 4. 1

対象施設	譲渡時期・制限解除時期
19 中津屋上切コミュニティセンター	R21. 4. 1
21 野添集会所	R12. 4. 1
24 中西区民センター	R11. 4. 1
26 恩地農村センター	R12. 4. 1
27 干田野集会所(旧北濃第一体育館)	令和3年度譲渡予定
28 長滝コミュニティセンター	R13. 4. 1
30 北濃地区介護予防拠点施設	R22. 4. 1
35 高鷲鮎走公民館	R22. 4. 1
37 高鷲神道集会所	R10. 4. 1
41 美並杉原集会所	R6. 4. 1
43 美並コミュニティセンター	R15. 4. 1
46 明宝気良いこいの家(介護予防拠点施設)	R20. 4. 1
47 明宝西気良するすみの家(介護予防拠点施設)	R26. 4. 1
49 明宝小川交流センター	R8. 4. 1
52 鹿倉ひまわりプラザ(介護予防拠点施設)	R10. 4. 1
53 横野ふれあいプラザ(介護予防拠点施設)	R8. 4. 1

イ) 無償譲渡の協議を行う地区集会所

- ① 前回の意向調査後10年以上経過していることから、改めて自治会と無償譲渡について協議を進めます。なお、自治会に譲り受けの意向がない場合は、修繕が生じた段階で廃止について協議します。

対象施設	制限解除時期
42 美並円山集会所	制限なし (H29. 4. 1 解除)

- ② 前回、意向調査の対象外とした地区集会所の施設についても、その後10年以上経過していることから、今回、改めて無償譲渡について協議します。なお、自治会に譲り受けの意向がない場合は、修繕が生じた段階で廃止について協議します。

対象施設	制限解除時期
36 高鷲鮎走老人憩いの家	制限なし (H16. 4. 1 解除)
38 高鷲中洞老人憩いの家	制限なし (H16. 4. 1 解除)
39 高鷲鷺見老人憩いの家	制限なし (H30. 4. 1 解除)

ウ) 他の公共施設に併設している地区集会所

- ① 地区体育館に併設している地区集会所については、「体育館行動計画」と整合を図り対応します。

対象施設	体育館行動計画の方向性
5 神路公民館	当分の間、体育館施設、住民自治の基礎単位の拠点施設として活用します。
22 六ノ里集会所	

- ② 地区公民館に併設している地区集会所については、「公民館行動計画」と整合を図り対応します。

対象施設	公民館行動計画の方向性
7 郡上大和ほたるの里蛍光館	当分の間、公民館活動の拠点、住民自治の基礎単位の拠点施設として活用します。
31 大中農村総合センター	
32 牛道生活改善センター	
33 那留農業技術研修センター	
40 高鷲ひるがの老人憩いの家	

- ③ 消防詰所に併設している地区集会所については、経費の負担区分を明確にした上で、無償譲渡について検討します。なお、別途、無償譲渡に係る支援の仕組みを作成します。

対象施設	経費負担区分	制限解除時期
20 越佐農村センター(白鳥町越佐地区コミュニティ消防センター)	施設全体の光熱水費等の維持管理経費については地元自治会、消防詰所部分の修繕、保険料については市で負担します。制限解除後、地元自治会へ無償譲渡し、詰所部分を市が借用(使用貸借)することを検討します。	R22. 4. 1
23 白鳥町六ノ里地区コミュニティ消防センター		処分制限なし(H22. 4. 1 解除)
25 阿多岐集会所		R11. 4. 1
44 明宝大谷やすらぎの家(介護予防拠点施設)		R23. 4. 1
45 寒水掛踊伝承館		R24. 4. 1
48 明宝奥住ふれあいの家(介護予防拠点施設)		R21. 4. 1
50 明宝畑佐ほほえみの家(介護予防拠点施設)		R25. 4. 1
51 明宝二間手ぬくもりの家(介護予防拠点施設)		R23. 4. 1
54 下沢生きがい施設		R6. 4. 1

※4 美山西部コミュニティ消防センターについては、集会所部分は地元所有であることから、消防詰所部分を消防施設の行動計画において検討します。

エ) 豪雪管理センターに併設している地区集会所

【適正配置計画における対応方針】

- 白鳥町北部豪雪管理センターは、除雪機車庫として使用するため、これに併設する地区集会施設は、現行どおり継続します。

【行動計画】

除雪車両車庫として今後も継続使用する必要があることから、必要な修繕等を行い現行どおり継続します。費用負担を含め、管理運営手法について検討します。

対象施設	費用負担を含む管理運営手法
34 白鳥町北部豪雪管理センター	集会所部分の管理は、地元自治会で行い、使用許可書に定められた割合で市と地元自治会が按分して管理経費を負担します。

オ) コミュニティセンターについて

【適正配置計画における対応方針】

- 郡上八幡中央コミュニティ消防センター及び郡上八幡南部コミュニティ消防センターは、利用範囲が複数の地区会にまたがっていること、特定の団体の利用が主となっていることなどから、施設のあり方について検討します。

【行動計画】

主たる目的を地区集会施設として設置した施設ではなく、主に任意団体のコミュニティ活動、社会教育活動に利用されており、主体的に利用する自治会・地区会がないことから、団体の活動に配慮しながら周辺地域、利用者等と今後のあり方について検討・協議します。

対象施設	現在の利用状況		
1 郡上八幡中央コミュニティ 消防センター	利用状況		
		件数	人数
	R1	37	1,038
	R2	21	272
	利用内容 地区会集会：7件、選挙投票所：4件、おどり休憩所：2件、サークル活動：23件、シニアクラブ：1件		
2 郡上八幡南部コミュニティ 消防センター	利用状況		
		件数	人数
	R1	314	3,817
	R2	232	2,473
	利用内容 地区会集会：3件、シニアクラブ：121件、サークル活動：190件		

※令和2年度は、コロナ禍により利用実績が少ないため、利用内容の件数は令和元年度の実績とする。

(3) スケジュール（ロードマップ）

譲渡を進める地区集会所については、下記手続きにより自治会等との協議を進めます。また、譲渡以外の地区集会所を含めた全体のロードマップを以下に示します。

- ① 処分制限期間終了時期に応じ、それぞれ期間終了の2年前から無償譲渡に係る説明と地元自治会の意向を確認
- ② 無償譲渡を希望する地元自治会にあつては、それぞれ期間終了の1年前に無償譲渡に関する具体的な手続、必要書類等について説明
- ③ 処分制限期間終了の翌年、条例から対象施設を除外し、無償譲渡の手続
- ④ 無償譲渡を希望しない地元自治会にあつては、施設廃止も含め、その後の施設の取扱いについて協議・調整

施設名等	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度～R10年度
集会施設譲渡の支援の仕組み	→→→→ 譲渡の支援の仕組みづくり					
ア)無償譲渡の手続きを進める 地区集会所	※令和11年4月1日までの譲渡対象施設及びスケジュールは下記のとおり					
3 郡上八幡新宮の森多目的管理棟 6 福田研修所 15 白鳥北部農業センター	→ 地元説明 意向確認	→ 譲渡手続	→→→→→→→ 譲渡完了・必要な支援の実施			
41 美並杉原集会所		→ 地元説明 意向確認	→ 譲渡手続	→→→→→→→ 譲渡完了・必要な支援の実施		
49 明宝小川交流センター 53 横野ふれあいプラザ				→ 地元説明 意向確認	→ 譲渡手続	→→→ 譲渡完了 必要な支援の実施
14 白鳥東部農業技術センター 37 高鷲神道集会所 52 鹿倉ひまわりプラザ						→→→ 地元説明・意向確認 譲渡手続・譲渡完了
24 中西区民センター						→→ 地元説明・意向確認 譲渡手続

施設名等	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度～R10年度
イ)無償譲渡の協議を行う地区集会所	※譲渡に向けた再協議を実施					
42 美並円山集会所		→→→→ 地元説明・意向確認・譲渡手続・譲渡完了【譲渡可能な場合】				
36 高鷲鮎走老人憩いの家 38 高鷲中洞老人憩いの家 39 高鷲鷺見老人憩いの家		→→→→ 地元説明・意向確認・修繕が生じた段階で廃止【譲渡不可能な場合】				
ウ)他の公共施設に併設している地区集会所	※原則として、関係する行動計画との整合性を確保					
①地区体育館に併設しているもの 5 神路公民館 22 六ノ里集会所 ②地区公民館に併設しているもの 7 郡上大和ほたるの里蛍光館 31 大中農村総合センター 32 牛道生活改善センター 33 那留農業技術研修センター 40 高鷲ひるがの老人憩いの家	→→→→→→→→→→ 主たる施設の機能を継続する間は必要な対応					
③消防詰所に併設しているもの 20 越佐農村センター 23 白鳥町六ノ里地区コミュニティ 消防センター 25 阿多岐集会所 44 明宝大谷やすらぎの家 45 寒水掛躰伝承館 48 明宝奥住ふれあいの家 50 明宝畑佐ほほえみの家 51 明宝二間手ぬくもりの家 54 下沢生きがい施設	→→→→ 経費負担区分の明確化 →→→→ 消防団の再編の検討		→→→→→→ 検討結果に基づき、経費負担区分を明確にした 上で譲渡の協議			
エ)豪雪センターに併設している地区集会所 34 白鳥町北部豪雪管理センター	→→→→→→→→→→ 按分による経費負担により継続					
オ)コミュニティセンター 1 郡上八幡中央コミュニティ 消防センター 2 郡上八幡南部コミュニティ 消防センター	→→→→ 周辺地域地区会や利用団体との協議		→→→→→→ 協議結果に基づく対応			

4. 再編・再配置に向けて

「3. 各施設の再編・再配置のシナリオとスケジュール」に示すように、各施設の具体的な取り組みと工程表を示しましたが、この再編・再配置を進めていく上では、以下の課題への対応と同時に、地域住民・関係者との合意形成が重要となります。

諸課題に対する対応の方向性とスケジュールを示すとともに、上記に記載のロードマップに基づき、以下のように関係団体等と協議の上合意形成を図り、令和10年度までの再編を図ります。

(1) 諸課題への対応

① 小さな拠点とネットワークづくり（地域経営の仕組みづくり）

地区集会所の管理運営を含め、住民自治の基礎単位である自治会等の運営に対して、市は引き続き自治会交付金等を通じた必要な支援を行います。

その上で、「小さな拠点とネットワーク」の実現を目指して別途策定する「地域運営を推進するための仕組みの整備（行動計画）」に基づき地域運営組織の構築を進めるなかで、その組織の一翼を担う地域自治組織が、地区集会所をコミュニティ活動の場として有効活用するとともに、エリア内の他団体と連携して地域課題の解決に取り組む活動の場として機能するような仕組みづくりを進めます。

② 施設譲渡にあたっての支援の仕組みづくり

別に策定する「公共施設の無償譲渡に係る支援の仕組み（仮称）」において、施設譲渡に際しての必要な修繕や将来の除却に際しての負担のあり方などについて検討します。

③ 公民館再編行動計画との調整

引き続き公民館施設に併設する地区集会施設については、自治会と必要性等の協議を行うとともに、別途策定する「公民館再編行動計画」との整合を図り、施設の管理主体、経費の負担割合等について、施設の譲渡を含め別置調整します。

④ 体育館再編行動計画との調整

体育館施設に併設する地区集会施設については、別途策定する「体育館等再編行動計画」との整合を図り、施設の管理主体、経費の負担割合等について、施設の譲渡を含め関係課、自治会と調整していきます。

⑤ 消防詰所との費用負担を含めた管理運営手法

消防詰所に併設する地区集会施設については、別途策定する「防災関連施設再編行動計画」との整合を図り、経費の負担区分を明確にした上で、無償譲渡について検討します。

⑥ 譲渡の受入れの意向がない施設の取扱い

施設の現状から譲渡が難しいと考えられる施設については、施設の設置目的を再検証し、施設のあり方、運営のあり方について検討します。

(2) 関係団体等との協議

本行動計画を着実に推進していくためには、市民・地域との合意形成が不可欠です。令和3年4月以降、「施設見直しにおける短期実施予定施設の分野別方針及び課題」に基づき、譲渡可能な施設については、対象自治会に案内を行い、順次譲渡手続を進めるとともに、調整、協議が必要な施設については、下記の諸団体との調整をきめ細かく進めます。

団体等	説明・協議内容
自治会	処分制限期間終了の2年前から対象自治会に説明と無償譲渡の意向確認を行い、1年前に具体的手続について準備を行います。処分制限期間終了後、譲渡希望自治会については、譲渡手続を行います。
利用団体	施設の管理運営形態に変更が生じ、利用に影響が出る場合には、事前に説明を行い、施設利用について調整します。

参考：庁内検討体制

項目	分野	課名
責任課 (取りまとめ)	全体調整、地域・団体等調整、 施設運営管理統括	総務部 総務課 各地域の振興課
主幹課 (施設利用)	コミュニティ施設	総務部 総務課、各地域の振興課
	公民館	教育委員会事務局 社会教育課、各地域の振興課
関係課 (全体調整)	財政計画、予算	総務部 財政課
	公共施設管理	総務部 契約管財課
	小さな拠点とネットワークの形成	市長公室 政策推進課
	公民館運営方針	教育委員会事務局 社会教育課
	譲渡の条件設定	市長公室 企画課 (必要に応じて公共施設アドバイザー)
	適正配置計画の進捗管理	市長公室 企画課 (必要に応じて公共施設アドバイザー)